

東京漁調指示第2号（案）

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるはご釣り漁業（こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年1月 日 （公報登載日）

東京海区漁業調整委員会
会長 有元貴文

（禁止操業）

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 総トン数10トン以上の船舶を使用する操業（東京都所属船舶については、総トン数15トン以上の船舶を使用する操業）
 - (2) 夜間（日没から日の出までの間をいう。）の操業

（承認操業）

- 2 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域において、総トン数3トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 承認隻数
この漁業の承認できる隻数の最高限度は350隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	160隻
神奈川県	80隻
千葉県	40隻
静岡県	52隻
その他の県	18隻
 - (2) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚
この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(3) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和4年4月28日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(4) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとする。

注) : _____ 今回の変更箇所